

川崎市訓令第1号

庁中一般

各 か い

川崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令

川崎市事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表2人事事項（21）の項中「川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表に定めのない者の旅費等級」を「川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）第5条第2項の規定に基づく費用弁償」に改め、同表3財務事項（1）の項から（4）の項までを次のように改める。

<p>(1) 工事（川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年川崎市訓令第8号）第2条第3号に規定する軽易工事（以下「軽易工事」という。）を除く。）の施行決定に関すること。</p>		<p>1件 600,000,000円を超えるもの</p>	<p>1件 600,000,000円以下のもの</p>	<p>1件 200,000,000円以下のもの</p>	<p>1件 50,000,000円以下のもの</p>
<p>(2) 工事（軽易工事を除く。）の請負及</p>				<p>1件 600,000,000円を</p>	<p>1件 600,000,000円以</p>

び財政局資産 管理部契約課 の所掌する委 託の契約に関 すること。				超えるも の（財政 局資産管 理部長）	下のもの （財政局 資産管理 部契約課 長）
(3) 委託及び 受託の決定（ 公金の徴収又 は収納事務の 委託及び支出 事務の委託の 決定を除く。 ）に關すること。		1 件 300,000 ,000円を 超えるも の	1 件 300,000 ,000円以 下のもの	1 件 100,000 ,000円以 下のもの	1 件 20,000, 000円以 下のもの
(4) 委託及び 受託の契約（ 財政局資産管 理部契約課の 所掌する契約 を除く。）に 關すること。				1 件 300,000 ,000円を 超えるも の	1 件 300,000 ,000円以 下のもの

別表3財務事項（6）の項及び（7）の項を次のように改める。

<p>(6) 物品（財政局長が別に定める特定物品及び単価契約物品並びに200,000円以下のものを除く。）、労力その他の調達等の決定に関すること。</p>		<p>1件 100,000,000円を超えるもの</p>	<p>1件 100,000,000円以下のもの</p>	<p>1件 20,000,000円以下のもの</p>	<p>1件 10,000,000円以下のもの</p>
<p>(7) 物品（財政局長が別に定める特定物品及び単価契約物品並びに200,000円以下のものを除く。）、労力その他の調達等の契約に関すること。</p>				<p>1件 100,000,000円を超えるもの（財政局資産管理部契約課が所掌する調達契約については、財政局資産管理部長）</p>	<p>1件 100,000,000円以下のもの（財政局資産管理部契約課が所掌する調達契約については、財政局資産管理部契約課長</p>

)
--	--	--	--	--	---

別表3財務事項(9)の項中「10,000,000円」を「20,000,000円」に、「3,000,000円」を「10,000,000円」に改め、同表3財務事項(10)の項中「50,000円」を「200,000円」に改め、同表3財務事項(11)の項中「(修理を含む。)」を削り、「300,000円」を「400,000円」に改め、同表3財務事項(12)の項及び(13)の項を次のように改める。

(12) 修繕(物品並びに船舶及び航空機の軽易な修繕並びに軽易工事及び1,000,000円以下の需用費に該当する建物等の小破修繕を除く。)の決定に関すること。		1件 100,000,000円を超えるもの	1件 100,000,000円以下のもの	1件 50,000,000円以下のもの	1件 30,000,000円以下のもの
(13) 修繕(物品並びに船舶及び航空機の軽易な修繕並びに軽易工事				1件 100,000,000円を超えるもの(財政	1件 100,000,000円以下のもの(財政局

及び1,000,000円以下の需用費に該当する建物等の小破修繕を除く。)の契約に関すること。				局資産管理部長)	資産管理部契約課長)
--	--	--	--	----------	------------

別表3財務事項(14)の項中「300,000円」を「1,000,000円」に改め、同表3財務事項(15)の項中「100,000円」を「1,000,000円」に改め、同表3財務事項(18)の項から(20)の項までを次のように改める。

(18) 共済費及び災害補償費の支出決定に関すること。					○
(19) 報償費(支出の基準の定めがあるものを除く。)の支出決定に関すること。		1件 5,000,000円を超えるもの	1件 5,000,000円以下のもの	1件 1,000,000円以下のもの	1件 500,000円以下のもの
(20) 支出の基準の定めがある報償費の支				1件 5,000,000円を超	1件 5,000,000円以下

出決定に関する こと。				えるもの	のもの
----------------	--	--	--	------	-----

別表3財務事項（22）の項及び（23）の項を次のように改める。

(22) 交際費の 支出決定に 関すること。		1 件 1,000,0 00円を超 えるもの	1 件 1,000,0 00円以下 のもの	1 件 300,000 円以下の もの	
(23) 食糧費の 支出決定に 関すること。			1 件 200,000 円を超え るもの	1 件 200,000 円以下の もの	1 件 70,000円 以下のも の

別表3財務事項（27）の項から（29）の項までを次のように改める。

(27) 負担金（ 会議、講習会 、研修会等及 び工事に係る ものを除く。 ）、補助金、 交付金、貸付 金等（支出の 基準の定めが あるものを除 く。）の支出 決定に関する		1 件 10,000, 000円を 超えるも の	1 件 10,000, 000円以 下のもの	1 件 1,000,0 00円以下 のもの	1 件 100,000 円以下の もの
---	--	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	------------------------------

こと。					
(28) 工事に係る負担金の支出決定に関すること。		1 件 600,000 ,000円を 超えるもの	1 件 600,000 ,000円以 下のもの	1 件 200,000 ,000円以 下のもの	
(29) 支出の基準の定めがある負担金（会議、講習会、研修会等に係るものを除く。）、補助金、交付金、貸付金等の支出決定に関すること。				1 件 10,000, 000円を 超えるもの	1 件 10,000, 000円以 下のもの

別表3財務事項（69）の項を削り、同表3財務事項（68）の項を次のように改め、同項を同表3財務事項（69）の項とする。

(68) 不用品の売払いに係る業者の選定に関すること。				予定金額 が1件 10,000, 000円を 超えるも	予定金額 が1件 10,000, 000円以 下のもの
-----------------------------	--	--	--	---	---

				の（財政 局資産管 理部長）	（財政局 資産管理 部契約課 長）
--	--	--	--	----------------------	----------------------------

別表3財務事項（67）の項を次のように改め、同項を同表3財務事項（68）の項とする。

(67) 不用品の 売払いの契約 に関すること 。				1件 10,000, 000円を 超えるも の（財政 局資産管 理部長）	1件 10,000, 000円以 下のもの （財政局 資産管理 部契約課 長）
------------------------------------	--	--	--	--	--

別表3財務事項中（66）を（67）とし、（49）から（65）までを1ずつ繰り下げ、同表3財務事項（48）の項を次のように改め、同項を同表3財務事項（49）の項とする。

(48) 行政財産 の目的外使用 の許可の更新 （使用料の減 免を伴うもの を含む。）に 関すること。				使用料の 年額又は 総額が 10,000, 000円を 超えるも の	使用料の 年額又は 総額が 10,000, 000円以 下のもの
---	--	--	--	--	---

別表3財務事項（47）の項を次のように改め、同項を同表3財務事項（48）

の項とする。

(47) 行政財産 の目的外使用 の許可（使用 料の減免を伴 うものを含む 。）に関する こと。		使用料の 年額又は 総額が 10,000, 000円を 超えるも の	使用料の 年額又は 総額が 10,000, 000円以 下のもの	使用料の 年額又は 総額が 2,000,0 00円以下 のもの	使用料の 年額又は 総額が 1,500,0 00円以下 のもの
--	--	--	---	--	--

別表3財務事項中（46）を（47）とし、同表3財務事項（45）の項を次のように改め、同項を同表3財務事項（46）の項とする。

(45) 公有財産 の譲与の決定 及び契約に関 すること。		価額が 100,000 ,000円を 超えるも の	価額が 100,000 ,000円以 下のもの	価額が 50,000, 000円以 下のもの	価額が 10,000, 000円以 下のもの
--	--	---------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

別表3財務事項（44）の項を次のように改め、同項を同表3財務事項（45）の項とする。

(44) 公有財産 の交換の決定 及び契約に関 すること。		高価なも のの評価 額が 100,000 ,000円を 超えるも の	高価なも のの評価 額が 100,000 ,000円以 下のもの	高価なも のの評価 額が 50,000, 000円以 下のもの	高価なも のの評価 額が 10,000, 000円以 下のもの
--	--	--	---	--	--

別表3財務事項中（43）を（44）とし、同表3財務事項（42）の項を次の

ように改め、同項を同表3財務事項（43）の項とする。

(42) 公有財産 の売払いの決 定及び契約に 関すること。		1件 150,000 ,000円を 超えるも の	1件 150,000 ,000円以 下のもの	1件 50,000, 000円以 下のもの	1件 10,000, 000円以 下のもの
---	--	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

別表3財務事項（41）の項を次のように改め、同項を同表3財務事項（42）の項とする。

(41) 公有財産 の買入れ等の 決定及び契約 に関すること 。		1件 300,000 ,000円を 超えるも の	1件 300,000 ,000円以 下のもの	1件 100,000 ,000円以 下のもの (財政局 資産管理 部契約課 が所掌す る契約に ついては 、1件 20,000, 000円を 超えるも のは財政 局資産管	1件 20,000, 000円以 下のもの (財政局 資産管理 部契約課 が所掌す る契約に ついては 、財政局 資産管理 部契約課 長)
--	--	--------------------------------------	---------------------------------	--	--

				理部長)	
--	--	--	--	------	--

別表3財務事項中(40)を(41)とし、(39)を(40)とし、(38)を(39)とし、同表3財務事項(37)の項を次のように改め、同項を同表3財務事項(38)の項とする。

(37) 物品の借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けに限る。)の契約に関すること。				1件の賃借料総額が120,000,000円を超えるもの	1件の賃借料総額が120,000,000円以下のもの
---	--	--	--	-----------------------------	----------------------------

別表3財務事項(36)の項を次のように改め、同項を同表3財務事項(37)の項とする。

(36) 物品の借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物		1件の賃借料総額が120,000,000円を超えるもの	1件の賃借料総額が120,000,000円以下のもの	1件の賃借料総額が50,000,000円以下のもの	1件の賃借料総額が35,000,000円以下のもの
---	--	-----------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------

品の借受けに限る。)の決定に関すること。					
----------------------	--	--	--	--	--

別表3財務事項(35)の項を次のように改め、同項を同表3財務事項(36)の項とする。

(35) 物品の貸付け又は借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けを除く。)の契約に関すること。				1件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000円以下のもの
--	--	--	--	-------------------------------------	------------------------------------

別表3財務事項(34)の項を次のように改め、同項を同表3財務事項(35)の項とする。

(34) 物品の貸付け又は借受け(予算で債務負担行為と		1件の賃貸借料年額又は総額が	1件の賃貸借料年額又は総額が	1件の賃貸借料年額又は総額が	1件の賃貸借料年額又は総額が
-----------------------------	--	----------------	----------------	----------------	----------------

して定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けを除く。)の決定に関すること。		24,000,000円を超えるもの	24,000,000円以下のもの	10,000,000円以下のもの	7,000,000円以下のもの
---	--	-------------------	------------------	------------------	-----------------

別表3財務事項(33)の項を次のように改め、同項を同表3財務事項(34)の項とする。

(33) 公有財産の貸付け又は公有財産に相当するものの借受けの更新の決定及び契約に関すること。				1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円以下のもの
---	--	--	--	---------------------------------	--------------------------------

別表3財務事項(32)の項を次のように改め、同項を同表3財務事項(33)の項とする。

(32) 公有財産の貸付け又は公有財産に相当するものの		1件の賃貸借料年額又は総額が	1件の賃貸借料年額又は総額が	1件の賃貸借料年額又は総額が	1件の賃貸借料年額又は総額が
-----------------------------	--	----------------	----------------	----------------	----------------

借受けの決定及び契約に関すること。		24,000,000円を超えるものの	24,000,000円以下のもの	10,000,000円以下のもの	7,000,000円以下のもの
-------------------	--	--------------------	------------------	------------------	-----------------

別表3財務事項中(31)を(32)とし、同表3財務事項(30)の次に次のように加える。

(31) 扶助費の支出決定に関すること。					○
----------------------	--	--	--	--	---

別表3財務事項(70)の項を次のように改める。

(70) 工事(軽易工事を除く。)及び製造の請負の契約を除く契約に係る業者の選定に関すること(川崎市競争入札参加者選定規程第13条に規定する川崎市指名業者審査委員会の所掌に属			予定価格が1件100,000,000円を超えるもの	予定価格が1件100,000,000円以下のもの	予定価格が1件20,000,000円以下のもの。ただし、予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約によ
---	--	--	---------------------------	--------------------------	---

するものを除く。)					る物品の借受けについては、1件35,000,000円以下のもの
-----------	--	--	--	--	---------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に決裁中の文書の取扱いについては、なお従前の例による。